

著作権規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人電気学会（以下、本会という）が編集または発行する著作物の著作権に関する基本的事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において、用いる用語の定義は次の各号の通りとする。

1. 著作権 日本国著作権法第21条から第28条までに規定されたすべての権利をいう。
2. 著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定された著作物をいう。
3. 著作者 著作権法第2条第1項第2号に定める著作物を創作する者をいう。

(著作権の帰属)

第3条 本会が編集または発行する著作物の著作権は、原則として本会に帰属させる。これにより、著作者自身を著作権管理に関わる事項から解放、また著作物の周知性の向上を支援するなど、著作者の便益の拡大を図り、また本会が独立した団体として、企業やその他の団体または個人と著作権に関わる交渉ができるようにする。

(著作権の譲渡)

第4条 著作者から本会への著作権の譲渡は、著作者が本会の著作権に関する規程内容を確認して、著作権譲渡書を添付の上、投稿または寄稿することによって成立する。

2. 著作権譲渡書提出後に、当該著作物が掲載不可となった場合は、その時点で著作権譲渡書は無効とする。

(著作権利用の許諾)

第5条 本会に帰属する著作権を利用する場合は、本会の許諾を必要とする。許諾は、原則として事前に文書によるものとする。

2. 著作者自身が、自分の用途のために自分の著作物の全部または一部を複製して利用する場合は、営利を目的とする場合を除き前項の許諾を必要とせず、また、本会は原則的に異議の申し立てを行ったり妨げたりすることはしない。
3. 著作者以外の個人または団体が、本会に帰属する著作権の全部または一部を主として営利目的に利用する場合、本会は別に定める使用料金の支払いを受けて許諾する。

(著作者人格権の不行使)

第6条 著作者は、本会及び本会が著作物の利用を許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

2. 前項の規定は、本会及び本会が著作物の利用を許諾した第三者が、著作物を原著物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。
3. 本会は、本会に著作権が帰属する著作物の利用にあたり、本著作者の名誉を損なうことのないよう十分に留意するものとする。

(著作者の責任)

第7条 本会が編集または発行する著作物の内容については、その著作者自身が責任を負うものとする。

2. 本会が編集または発行する著作物が他人から著作権侵害として提訴され、もしくは当該侵害に関し紛争が生じた場合、あるいは他人の名誉を傷つける等の紛争が生じた場合は、原則としてその著作者が責任を負いまたは処置するものとする。

(侵害排除等)

第8条 他人から著作権が侵害された場合は、本会が当該著作者と協力してその侵害を排除する等これを処置する。

2. 前項の著作者は、他人から著作権の侵害等を受けたことを知った場合は、速やかに本会に通知するものとする。

(既発行の著作物の取り扱い)

第9条 この規程の施行以前に本会が編集または発行した著作物については、この規程の各号を準用する。

付則

1. 著作権に関し、本規程に規定されていない事項については「著作権法」に拠る。
2. 本会発行の著作物は、次を主たるものとする。
 - (1) 会誌（学会誌，部門誌，共通英文論文誌）
ただし、共通英文論文誌において、電気学会論文誌への投稿手引に定める手続きを経てオープンアクセスとなった論文は除く。
 - (2) 各種大会論文集（全国大会，部門大会，支部連合大会，国際会議など）
 - (3) 研究会資料
 - (4) 電気工学ハンドブック，分野別ハンドブック
 - (5) 教科書，技術報告，単行本
 - (6) シンポジウム論文集
 - (7) 配信動画
 - (8) その他，会員や一般に頒布もしくはホームページで提供するもの
3. この規程の実施に関して必要となる細則については、それぞれ関連の規程類の中で定めるものとする。
4. 本規程は、平成12年1月26日、理事会において承認制定。
5. 本規程は、平成12年1月26日より施行する。
6. 本規程は、平成19年3月7日、理事会において一部改正。
7. 本規程は、平成23年3月2日、理事会において一部改正。
8. 本規程は、令和4年7月21日、理事会において一部改正。